別紙

令和８年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：　東松島市役所　　令和８年１１月６日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	87.9　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.0　%
全職員	74.9　%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	ー　%
本庁課長相当職	95.4　%
本庁課長補佐相当職	98.1　%
本庁係長相当職	94.6　%

(1) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	94.7　%
３１～３５年	97.5　%
２６～３０年	91.2　%
２１～２５年	87.7　%
１６～２０年	81.0　%
１１～１５年	89.5　%
６～１０年	89.2　%
１～５年	90.2　%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員においては、報酬形態が日給で勤務日数が一定でないものを除いています。「ー」で示されている箇所は、該当する女性職員がいないことを示しています。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	2.7 %

【説明欄】

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	8.3 %
本庁課長相当職	0 %
本庁課長補佐相当職	30.2 %
本庁係長相当職	36.4 %

【説明欄】